コラム6

アイデンティティをめぐる対立と超国家権力

中内政貴

現在の世界を悩ませる大きな問題の一つに、住 民のアイデンティティと国家との関係をめぐる対 立が挙げられる。どれほど国民の均一性が高い国 であっても、その住民の中には、言語や血縁や文 化や宗教等の相違を基礎とする多様なアイデン ティティが存在する。もっとも、どの集団におい ても国への帰属意識が共有され、国家の統治機構 や価値配分の制度への信頼が保たれているのであ れば、集団間のアイデンティティの相違はそれほ ど問題にはならない。だが実際には、国家はしば しば特定の言語や文化などを強調する政策を実施 することで、多数派のアイデンティティに基づく 国民形成を推し進め、少数派に疎外感を与えてき た。これは普遍的理念や市民原理を標榜してきた 国家にとっても避け難い問題である。国家として のアメリカ合衆国が英語やキリスト教と分ち難く 結びついているように、国家が完全に住民のアイ デンティティに対して中立であることは困難なの である。

そこで、少数派は自らの独自性を守るための保障を求めることになるが、この問題は民主的な政治制度によっても容易には解決されない。多数決を基本とする民主主義においては、少数派は常に不利な立場におかれてしまうからである。既存の国家制度への信頼が失われれば、少数派は、自らが多数派となれる政治的単位を手に入れることを選択肢として考えるかもしれない。これは、共同体の境界線と政治的単位の境界線の合致を求める運動としてのナショナリズム(ゲルナー 2000)の表れにほかならない。

政治的単位として最重要視されてきたのは主権 国家である。国家が至高なるものであるがゆえに、 その支配権を握ろうとして、あるいは自らの国家 を築こうとして争いが起こる。だとすれば、本著 で問うているような国家を超える権力が成立する ことは、国家の重要性を相対化させ、異なるアイ デンティティを抱く集団間の対立を防ぐことにつ ながるかもしれない。

現在のところ、このような試みは一定程度欧州 連合(EU)の統合の動きの中に見出すことがで きる。EUにおいてはヨーロッパ人やEU市民とい うアイデンティティを抱く人々は年々増加してき ている。またEUの起源である欧州石炭鉄鋼共同 体(ECSC) において、国家の基幹産業に不可欠 であった石炭と鉄鋼を共同体に委ねさせたことは 特筆に値する。これは、いわば価値配分の機能を 国家から奪う行為である。国家は、単に抽象的に アイデンティティの拠り所であるだけではなく、 具体的な政策によって価値を配分する存在であ る。アイデンティティをめぐる対立においても、 実際には経済的資源や社会的地位などの価値の配 分こそが熾烈に争われているという側面がある。 国家からこの権限が失われることは、国家という 形にこだわることの重要性を低下させることにつ ながるかもしれない。以降も、EUは交易や金融 分野を中心に、多くの権限を国家からEUレベル へと委譲させてきた。文化やアイデンティティに 直接関わる分野はEUの中心ではないが、それで も多言語化や国境をまたいで受けられる教育、移 住労働の自由化などの政策を通して、国家は相対 化され、そのことは住民のアイデンティティに影 響を及ぼしていると考えられる。

このように、超国家権力の存在によって、現在の主権国家体系において問題となっているアイデンティティをめぐる対立を一定程度克服できる可能性が存在する。ただし、重要な問題点も存在する。それは、第一に、超国家的な権力自体が特定のアイデンティティに基づくものになりかねないという点である。2000年代初頭の欧州憲法条約の起草過程では、EUをキリスト教共同体として規定する案が提起された。これは実現しなかったが、EUにキリスト教共同体としての性格があることは否定し難い。もし超国家的権力が特定のアイデンティティに寄り添うものとなれば、少数派の抱く疎外感はかえって強まりかねない。

第二に、国家がアイデンティティの拠り所としてあまりにも定着しているという点である。実際に、EU諸国において、自らを各国国民である前にEU市民であると規定する人は5%、各国国民としてのアイデンティティを否定してEU市民と

してのアイデンティティだけを持つとする人はわずか2%に過ぎず(European Commission 2014)、昨今の経済危機や難民の流入危機に直面して低下してさえいる。危機に際しては、安全や安定を確保してくれる存在として国家の重要性が強調される。このことは、ユーゴスラヴィアやソ連という民族別連邦国家の崩壊過程において、新たな国民国家の形成という形で劇的に示された。超国家権力が国家に代わるアイデンティティの拠り所になり得るという確証はないのである。

第三に、超国家権力の成立は、同時に国家から下位行政単位への分権化をもたらすかもしれない。EUの例でも、1992年締結のマーストリヒト条約によって統合を深めた一方で、EUの行き過ぎを懸念する声に対応するために、「補完性の原則」が導入され、可能な限り市民に近いレベルで意思決定が行なわれることとなった。これは、国家の相対化を促す事態ではあるが、より権限が増した下位行政単位がアイデンティティの拠り所としての性格を強めることもあり得る。国家に代わって下位行政単位における主導権を争う対立が激化するという可能性も無視できないのである。

(参照文献)

アーネスト・ゲルナー (加藤節監訳) 『民族とナショ ナリズム』 岩波書店、2000年

European Commission, *Europeans in 2014 Report*, Special Eurobarometer 415, 2014